

うるま市固定資産税の課税免除の特例に関する条例施行規則(平成17年うるま市規則第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市固定資産税の課税免除に関する条例(平成31年うるま市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第9条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、固定資産税課税免除申請書(様式第1号)を課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の課税免除申請書には、該当する対象資産によって次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあっては、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号に規定する青色申告書の写し及び同項第19号に規定する減価償却資産の減価償却費の額の計算に関する書類
- (2) 法人にあっては法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第36号に規定する青色申告書の写し及び同法第74条第3項に規定する貸借対照表、損益計算書の写し並びに同法第2条第23号に規定する減価償却資産の減価償却費の額の計算に関する明細書の写し
- (3) 当該事業内容が確認できる書類(定款等)
- (4) 建築確認通知書及び検査証の写し(建物図面を含む。)
- (5) 建築請負契約書の写し(建物)
- (6) 売買契約書の写し(土地)
- (7) 登記簿謄本の写し(土地又は建物(土地及び建物がある場合は両方))
- (8) 条例第3条から第8条までの規定による対象設備に係る平面見取り図
- (9) 課税免除固定資産に係る対象設備の概要を明らかにする書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第3条から第6条までに規定する課税免除を受けようとする者は、前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条の規定による課税免除 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第7条の2第4項に規定する沖縄県知事(以下「知事」という。)の認定及び同法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者であることを証する書面
- (2) 条例第4条の規定による課税免除 法第29条の2第4項に規定する知事の認定及び同法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者であることを証する書面
- (3) 条例第5条の規定による課税免除 法第35条の3第4項に規定する知事の認定及び同法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者であることを証する書面
- (4) 条例第6条の規定による課税免除 法第42条の2第4項に規定する知事の認定及び同法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者であることを証する書面

4 条例第9条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、前3項に規定する申請書及び添付書類を電子データにより市長に提出することができるものとする。

(課税免除に係る通知)

第3条 市長は、条例第9条に規定する課税免除の申請があつたときは、当該課税免除の可否を決定し、固定資産税課税免除申請に対する決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(申請事項の変更等による届出)

第4条 条例第10条に規定する届出は、固定資産税課税免除の申請事項等変更届出書(様式第3号)により、届け出なければならない。

(課税免除の取消し等)

第5条 市長は、条例第11条の規定により課税免除を取り消したとき、又は停止したときは、固定資産税課税免除の取消通知書(様式第4号)により、課税免除の決定を受けている者に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日以前に、改正前のうるま市固定資産税の課税免除の特例に関する条例第2条、うるま市企業立地促進条例第4条及び第5条の規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前のうるま市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前のうるま市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前のうるま市コミュニティ防災センター条例施行規則、第5条の規定による改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前のうるま市社会福祉センター条例施行規則、第7条の規定による改正前のうるま市健康福祉センター条例施行規則、第8条の規定による改正前のうるま市生活保護法施行細則、第9条の規定による改正前のうるま市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第10条の規定による改正前のうるま市助産の実施に係る事務取扱規則、第11条の規定による改正前のうるま市児童館条例施行規則、第12条の規定による改正前のうるま市こどもセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前のうるま市子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関する規則、第14条の規定による改正前のうるま市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額等を定める条例施行規則、第15条の規定による改正前のうるま市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第16条の規定による改正前のうるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前のうるま市老人ホーム入所措置等に関する規則、第18条の規定による改正前のうるま市伊計島老人憩いの家条例施行規則、第19条の規定による改正前のうるま市高齢者等緊急一時保護事業実施規則、第20条の規定による改正前のうるま市福祉電話設置規則、第21条の規定による改正前のうるま市高齢者紙おむつ支給事業実施規則、第22条の規定による改正前のうるま市住宅改修支援事業実施規則、第23条の規定による改正前のうるま市重度身体障害者等訪問入浴サービス事業実施規則、第24条の規定による改正前のうるま市津堅島介護保険地域密着型サービス施設条例施行規則、第25条の規定による改正前のうるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例施行規則、第26条の規定による改正前のうるま市学習等供用施設その他の施設条例施行規則、第27条の規定による改正前のうるま市農村環境改善センター等条例施行規則、第28条の規定による改正前のうるま市イモゾウムシ等防除条例施行規則、第29条の規定による改正前のうるま市荷捌施設・漁民研修施設条例施行規則、第30条の規定による改正前のうるま市水産物鮮度保持施設条例施行規則、第31条の規定による改正前のあやはし館の設置及び管理に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前のいちゅい具志川じんぶん館条例施行規則、第33条の規定による改正前の石川地域活性化センター舞天館条例施行規則、第34条の規定による改正前のうるま市立地企業の支援に関する条例施行規則、第35条の規定による改正前のうるま市IT事業支援センター条例施行規則、第36条の規定による改正前のうるま市商工業研修等施設条例施行規則、第37条の規定による改正前のうるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前のうるま市景観条例施行規則、第39条の規定による改正前のうるま市石川多目的ドームの設置及び管理に関する条例施行規則、第40条の規定による改正前のうるま市地域交流センター条例施行規則、第41条の規定による改正前のうるま市道路占用規則、第42条の規定による改正前のうるま市法定外公共物管理条例施行規則、第43条の規定による改正前のうるま市火災予防条例施行規則及び第44条の規定による改正前のうるま市危険物規制施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年10月25日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月28日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の規定は、令和4年8月1日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

うるま市長 様

申請者 住所
氏名 印

固定資産税課税免除申請書

年度固定資産税の課税免除について、うるま市固定資産税の課税免除に関する条例第9条の規定に基づき、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

		□新規 (年取得分)		□継続 (年取得分)			
要件に関する事項	事業の種類						
	事業の用に供した年月日		年 月 日				
	減価償却資産の取得価格の合計額		円				
	特別償却設備の取得価格の合計額		円				
地域対象	□観光地形成促進地域 □情報通信産業振興地域 □国際物流拠点産業集積地域 □産業高度化・事業革新促進地域 □離島の地域 □促進区域 □産業イノベーション促進地域						
課税免除を受けようとする固定資産		所在地	地目又は家屋番号	地積又は床面積	構造	取得年月日	価格
	土地・家屋						
	償却資産	所在地	種類	数量	耐用年数	取得年月日	取得価格
※物件が多数ある場合は、「別紙明細書のとおり」とし、明細書を添付してください。							

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

うるま市長 

固定資産課税免除申請に対する決定通知書

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例第9条の規定に基づき 年 月 日付け申請のありました固定資産税の課税免除について、下記のとおり課税を免除(する・しない)こととしたのでうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

課税免除をする年度	年度
課税額	円
免除した税額	円
課税免除をしない理由	

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

うるま市長 様

申請者 住所
氏名 印

固定資産税額免除の申請事項等変更届出書

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例により固定資産税の課税免除を受けておりますが、下記のとおり変更が生じたので、同条例第10条の規定に基づき届け出します。

記

☐新規 (年取得分) ☐継続 (年取得分)							
要件に関する事項	事業の種類						
	事業の用に供した年月日		年 月 日				
	減価償却資産の取得価格の合計額		円				
	特別償却設備の取得価格の合計額		円				
地域対象	☐観光地形成促進地域 ☐情報通信産業振興地域 ☐国際物流拠点産業集積地域 ☐産業高度化・事業革新促進地域 ☐離島の地域 ☐促進区域 ☐産業イノベーション促進地域						
課税免除を受けようとする固定資産		所在地	地目又は 家屋番号	地積又は 床面積	構造	取得 年月日	価 格
	土地・家屋						
	償却資産	所在地	種類	数量	耐用 年数	取得 年月日	取得 価格
変更の事由等							
※物件が多数ある場合は、「別紙明細書のとおり」とし、明細書を添付してください。							

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

様

うるま市長 印

固定資産税課税免除の取消等通知書

年 月 日付けをもって通知した固定資産税の課税免除については、うるま市固定資産税の課税免除に関する条例第11条の規定に基づき（取消し・停止）したのでうるま市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

理 取				
由 消				
課 税 免 除 の 取 消 額	税目	年度	課税額	備考

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)